

## 令和4年度第2回八尾市人権尊重の社会づくり審議会 会議録（概要）

### 1. 開催日時

令和5年3月22日（水）午後3時から午後5時10分

### 2. 開催場所

八尾商工会議所3階 セミナールーム

### 3. 出席者

（委員） 水島会長、朴副会長、森委員、池上委員、大橋委員、西寺委員、林委員、藤本委員、眞鍋委員、水口委員、山本委員、鷲委員、卯川委員、中嶋委員、柳瀬委員

（事務局） 浅原人権ふれあい部長、中野人権ふれあい部次長、松月人権政策課長、阪田人権政策課長補佐、和島人権政策課長補佐、池田人権政策課係長、亀谷桂人権コミュニティセンター館長、北口安中人権コミュニティセンター館長、寺島高齢介護課長、辻内障がい福祉課長、岩井こども若者部次長兼こども若者政策課長、目黒こども総合支援課長、古賀こども総合支援課長補佐、太田教育委員会事務局次長、齊藤人権教育課長、堂國人権教育課参事兼課長補佐

### 4. 案件

※案件に入る前に令和4年度第1回「八尾市人権尊重の社会づくり審議会」の意見等（令和4年7月25日開催）を報告。

- （1）八尾市部落差別解消推進基本方針（答申）を受けての対応について（報告）
- （2）差別事象等について（報告）
- （3）その他

### 5. 議事内容

【凡例】 Q. 質問、A : 回答、O : 意見

令和4年度第1回「八尾市人権尊重の社会づくり審議会」の意見等（令和4年7月25日開催）

・事務局から口頭により説明

【主な意見】

O.（委員）

口頭による説明だけでなく、資料として配布していただきたい。

Q. (委員)

答申について、人権施策推進本部会議で全庁的に人権的な視点で説明したということであるが、答申には個別・具体的に部落問題について記載されているので、人権全般ではなく、部落問題について説明したという理解でよいか。

A. (事務局)

人権施策推進本部会議では、部落問題を含めて人権全般について説明した。答申を受けてどうするかという説明はしている。

案件(1)八尾市部落差別解消推進基本方針(答申)を受けての対応について(報告)

・事務局から資料1、資料2について説明

【主な意見】

O. (委員)

資料2の答申と照らし合わせて、資料1の中で、欠落している部分を確認したい。

まず、資料2の<1>はじめに、<2>今日の部落問題、<3>基本方針策定にあたっての基本認識、<4>八尾市における部落問題の現状まで全てが欠落している。

<1>~<4>は、問題をどう見るのか、ということであるから、この部分をどう捉えるかによって今後の方向が全然違ってくるので、<1>~<4>までが抜けていることは極めて重要である。

<5>(1)相談活動の現状、(3)隣保館活動の再評価と活性化が欠落している。

<6>(1)人権教育をめぐる国内外の動向が欠落している。これをどのように見るのか、先ほどの<1>~<4>にも当てはまるため、重要な部分である。

<6>(5)市民啓発に関わる取り組みも抜けている。

<7>部落差別の解消をめざす実態調査の実施は、(1)実態把握の重要性(2)必須としての当事者調査ともに欠落している。

<8>(2)「部落の課題」から「市民の人権課題」へに相当する部分が欠落している。

(3)4.学力保障と社会性の獲得についてが欠落している。

それから6.地区内外の住民交流とコミュニティづくりについて、7.隣保館活動の活性化について、8.住民参加によるまちづくりについて、が欠落している。

さらに、<9>(2)広域で取り組む課題等に関する大阪府への要望についても欠落している。

<10>本方針の具体化のための1、2、3、4は全て入っていない。

誤りがあれば、指摘をいただきたい。かなり重要な部分が欠落した状態で、話が進もうとしているのではないかと考えている。

本来、答申を受けて、それに即した計画をつくるのは、ある意味当然と考えているが、これまでにあるもので何とかしようと進めていることに無理があると感じている。

## 〇. (委員)

資料1について、八尾市で多くの既存の事業を実施しているという印象を持っていると思うが、欠落している部分が多数あるという点について、なぜ、これほど違うのかという点が、皆さんが一番関心や疑問があると思うので、少しだけ私の考えを述べさせていただきたい。

なぜ、これほど違うのかという点は、基本的に答申を土台にして、作られた報告ではないからである。前回の審議会で、もう一度、答申の経過、意義を再確認して、それを具現化させるための取り組みを進めてほしいという要望を審議会として申し上げた。それを受けて、半年以上かかって作業が進められてきたが、土台の組み方に無理があるという印象を持っている。

ただ、前回まで新たな方針や新たな計画を作らないということを強調されてきたが、昨年12月の市議会での質疑の中でも実はそういうやりとりがあった。

また、教育委員会は、「実態調査をしない」ということを当時の議会で発言している。

もし、それが八尾市の基本的な考え方であれば、議論が平行線のまま進んでしまうということを危惧している。ただ、今回こういう形で、既存事業をまず全部洗い出して、提出された答申と突きあわせて、「何が足りないか」、「どこをどう変えるべきか」、「新たに作るべきものは何か」、ということ議論し始めるきっかけとして、資料整理をして、既存事業を全部洗い出したということであれば、それに限定して意味を認める。

しかし、これからも実施している事業を中心に組み立てていく、あるいは、数年後の人権教育・啓発プランの改定時期に見直すというのは、土台の立て方に無理があると感じられる原因であると思う。

部落差別解消推進法が制定されてから全国各地の自治体等で法律を受けて、人権条例や部落差別に関する条例、取り組みについて、答申が出されたり、条例改正が行われたりしている。多くの自治体では、審議会等で出された答申を基本方針として、取り入れるということが行われている。

その方法だけが正しいという意味ではないが、答申を横に置いておいて今ある事業の中で、それだけを推進するというのであれば、印象としては市長自身が諮問して出された答申の意味がないと感じる。答申の内容は、今まで実施してきたことでは足りないものや、ここを変えるべきである、あるいは、新しい法律が求めるものについて決めたわけであるから、その受け止めがしっかりされていなければ、対立が生まれてくると思う。

資料1を細かく点検して、答申の内容が反映されていない点で大きな差が生まれたのが、そういう経過があることをご理解いただきたい。

## 〇. (委員)

施策を打ち出すためには、基本的な問題の捉え方というのが重要である。どういう施策であれ、場当たりに「これやりました」、「あれやりました」ではなくて、全体像をこう捉えていると説明することが不可欠である。それが欠落していると、場当たりの施策にならざるを得ないと感じている。

シンプルに言うなら、答申の<1>～<4>はその通りというなら、それを記載すべきだと思う。全体像に関わる文言がない中で、個別の話になっているということが先ほどの趣旨である。

Q. (委員)

せっかく作った答申の内容が欠落しているということであれば、前に進まないのでは、八尾市の肩を持つわけではないが、予算の関係も意識しながら、できることとできないことがあると思う。

できないこともあるが、八尾市としてどうしていくかということを考えていくべきであるので、その辺は委員が考慮していただきたい。

委員の意見は、前回の審議会で意見のあった具体的な施策が書かれてないということですか。

A. (委員)

確認をしているだけである。

これからどうするべきかまでは申し上げてなくて、対応させてみたらここが欠落しているということで、それを確認した上で話を進めた方が建設的な話ができると考えている。

欠落していると思っていたことでも、八尾市としてはここに記載しているということがあると思うので、事実確認をしている。

O. (委員)

立派な答申ができているが、答申の内容を全て実施するというのか。答申が出て、一般施策の中でいい意見があれば取り入れるのは、市の施策として当たり前のことだと思っている。

要するに、市の施策と答申の内容と照らし合わせて、欠落しているという話があったが、大事なことは、市の予算規模や議会への根回し等があって、この資料1が出てきたと思うので、答申の通りに市の施策を進めるのは大変だと思っている。

O. (委員)

繰り返しになるが、資料1と資料2の答申は、どう違うかということである。事実を確認した上で議論しないと、「ここは確かに予算がいる」などという、土台がない状態で議論することになってしまう。

答申のどの部分が欠落しているかについて、委員の間で共通認識を持った上で議論した方が建設的だということを申し上げている。

A. (事務局)

答申の目次で、<1>～<4>は、これまでの経緯や課題等が記載されていて、<5>以降で具体的な提言が記載されていると思っている。

<1>～<4>について、市としての認識を示す必要があれば、そういう資料を出す必要があると思う。

<5>から課題解決に向けて提案がなされているので、この提案について、市としては、一般施策の中で実施できる部分については一般施策の中で実施して、どの分野にも属さない提案については、実施するかどうかも含めて、個別で検討していきたい。

O. (委員)

目次の<1><2><3><4>は、**資料1**の中の1. 答申の項目の中で全く触れられておらず、答申を受けて具体的に対応していないという委員と市側の認識は一致している点で、この点では委員と市側の基本的なスタンスは同じである。

一方で、**資料1**では、<5>(2)、(3)、(4)は、従来から実施または計画としているが、<5>(3)隣保館活動の再評価と活性化は、委員の指摘の中では触れられていない。

それについて説明するのがわかりやすいと思う。

A. (事務局)

<5>からの欠落している部分について、<5>(3)隣保館活動の再評価と活性化、<6>(5)市民啓発に関わる取り組みなど、いくつか欠落している部分があるが、答申の中で現在やっている事業や、今後検討していく事業を**資料1**に記載している。

欠落している部分については、そのままにしておくということではなく、今後、実施していくかどうかも含めて検討してまいりたい。

A. (委員)

**資料1**八尾市部落差別解消推進基本方針(答申)を受けての対応について、例えば、2欄⑤地域就労支援コーディネーター業務がある。同和地区住民の大きな課題に就労の問題があるが、これはどう読みとったら、同和地区住民の事業になっているのか。

(事業概要)の「身体的機能」は障がい者のことをさしていると思うが、「出身地」を同和地区住民というように、部落差別を解消するための対象として読みとるのか。

O. (委員)

前回の審議会から要望を受けて出された**資料1**『八尾市部落差別解消推進基本方針(答申)を受けての対応について』で、現在行われている既存事業で事足りるのであれば、答申は必要ないと思う。

法の制定以前から八尾市は独自に地域の要望を受けて、取り組んでいるものもあるのでこの資料に意味がないわけではないが、答申を受けて、「あとは八尾市が考えてやる」では、納得できない。法律が出来てすでに6年以上経っているので何年先になるかわからない。

これから進める手法について、市民あるいは当事者が参加して、進捗管理していく組織を作れば、この議論は説得力のあるものになっていくと思う。

O. (委員)

**資料1**に書かれていることは今までやっている事業で、差別事象が現在でも起こっていることから考えても差別が解消できていない。今までやってきたことを踏まえて、どのように向上させていくかが出てこないという意味がないと思う。

今まで実施してきたことにどのように上乗せしてやっていくかを示さないと、せっかく答申を出したのに納得できない。

A. (事務局)

資料1の2欄に記載しているのは、答申の中で提案があつて、市で関連事業をしているのもあるし、新たに提案があつて、今まで実施していないが、これからやっという検討している、あるいは、もう始めている事業も含まれている。今まで実施した事業だけを資料1に記載しているわけではない。

答申を受けて、既存事業の中で新たにそれを充実させた事業や、答申の趣旨を踏まえて新たに実施した事業もこの中に含まれているので、全て既存事業をそのまま書いているということではない。

O. (委員)

資料1を見ると、『八尾市部落差別解消推進基本方針(答申)を受けての対応について』になっているが、障がい者というのがここに入っているのをどう捉えたらいいのか、どのように読めばいいのかを、もう少し分かりやすく説明してほしいと思う。

A. (事務局)

資料1については、資料としてまとめるとういう形になってしまったが、見やすくなるよう資料を修正してまいりたいと思う。

部落差別解消推進法ができて、市長から審議会に諮問して出された部落差別を解消していくための答申についての議論であるので、部落差別に特化した議論になっていると思う。

当審議会は、障がい者、子ども、女性や外国人など全ての人権に関する審議会であり、他の人権について議論する場であるが、答申の方を受けての方向性がきっちりと定まっていないため、部落差別に関する議論が中心になっている。

O. (委員)

実際、予算や議会での意見など、様々な要因があつて、すぐに実施できるものもあればできないものもあるので、このまま審議会で議論を続けていても難しい。

専門部会のように専門的に集中して議論する場を設けて、継続して議論していくほうが良いと思う。

O. (委員)

市長が審議会に諮問して出された答申であるため、市長にも最後まで審議会に出席してもらふべきだと思う。

O. (委員)

八尾市において極めて重要な施策であるので、最高決定責任者が自らの考えを語るということは審議会のみならず、市議会においても必要なことであると思う。

今の民主主義の下では、最終的な施策決定は市長および議会というところにも収斂していくことになっているので、引き続き、答申が議員等を通して共有されるというような形で、我々も活動していかなければならないと思う。

Q. (委員)

部落問題の大きな課題は、結婚や就労であるから、2003年以降は一般施策を用いながら、地域就労支援事業を開始した。この事業では働くところを守る対象として、同和地区住民の就労となっていない。

部落問題解決の基本方針の中で、「出身地」や「社会的少数派」など、同和地区住民がこの事業のどの部分に入っているのかを伺いたい。

人権全般の会議の場であるから、他の委員が言うように別組織で検討会議をするなど整理する場があるほうが良いと思う。

Q. (委員)

以前、大阪市内で識字教室に関わっていたことがあり、夜7時ぐらいから高齢者の方に漢字とか教えるような授業であったが、八尾市ではどういった人が講師をしているのか。

識字教室は、教育環境が劣悪で学齢期に学習できなかった人を対象に実施していた。場所も当時の解放会館でやっていた。識字教室は、一般的に学校に行けなかった人も対象ではあるが、同和問題で劣悪な環境にあった人が多く参加していた。

また、識字教室の講師への謝礼について、教えていただきたい。

A. (事務局)

所管課が生涯学習課であるため、詳細は不明であるが、識字教室の講師の先生は、学校の先生やボランティアが中心となっているので、謝礼は支払われていると思う。

A. (委員)

八尾の識字日本語連絡会の代表をしているため、知っている限りで言うと、例えば、市内の日本語教室では、登録している人はもっとたくさんいると思うが、毎週来ている人はおよそ20人くらいである。

中国帰国者を中心とする20人ぐらいの人たちが学んでいるが、講師はボランティアで来ている人もいる。謝金が出ている講師はそのうち4、5人ぐらいと思われる。

O. (委員)

案件1の対応については、答申の項目に対応する形での現在実施している施策、また、答申の項目に対応して今後予定しうる、あるいは計画しうる施策をもう少しわかりやすいような形で整理していただきたい。

現在、実施している施策の達成度についても、例えば、人権施策全体の中で部落問題がどのように取り扱われているかも含めて、わかりやすい形で整理していただきたい。

政治的な動向もあり、統一地方選挙が終わって、一段落してから始まる気がするので、担当部局でもできる限り早めに取り組んでいただきたい。

○事務局 (人権政策課)

次回にはもう少しわかりやすい形で、実施している部分と検討している部分、今後どうしていくか考えていく部分に分けて、資料を作成したいと思う。

Q. (委員)

資料1の欠落している部分の取り組みをどうするのか。

また、実施している事業のチェックや、新たに取り組む際に検討する組織を作って進めていくという考え方に対して、八尾市として積極的な姿勢はあるのかを伺いたい。

A. (事務局)

いただいたご意見は、一度持ち帰って検討したい。

A. (事務局)

市長の出席については、諮問機関という性格上の部分もあるので検討させていただきたいと思う。全部局の中で答申の意義を考えた中で、具体的に見える化したものが今回の資料だと考えているが、いただいた意見を反映できるか検討してまいりたい。

Q. (委員)

実態調査をしないという教育委員会にも伺いたい。

A. (事務局)

教育委員会としては実際、実態を把握するような取り組みや会議の場を持っている。

また、全国学力・学習状況調査や各会議体で子どもの実態を把握するということは実施しているので、誤解を与えていたら申し訳ないと思う。

差別事象についても、小・中学校の事象もあるので、真摯に受け止めて教職員の意識の醸成や人権教育の推進を進めてまいりたい。

## 案件(2) 差別事象等について(報告)

・事務局から資料3、4について説明

### 【主な意見】

Q. (委員)

資料3の件数の2について、以前に特別な配慮を要する児童の授業の入り込みをしたことがある。同じように社会科の授業で、新聞をタブレットで作っていく授業であるが、生徒がインドについて調べる中で、食べ物の中で「カレー」と授業中に頻繁に言う場面があった。この場面では、私にしか聞こえないような声だった。

私もその生徒も日本人なので、「カレー」という言葉を発する場面があっても何も感じなかった。いろんなルーツを持つ生徒がいるので、多い時には4人程度入るときもあって、その中には通訳もいるので、その場合はどうだったのかと思う。要はそれを発した言い方に悪意があったかどうかだと思う。

同じ状況でも差別だと感じる子もいれば、感じない子もいるので、この先生はどのように線引きをして判断したのかを知りたいと思った。

この場合、悪意をもって「カレー」と言っていない。だから、私は問題として考えていなかった。でも、例えば、インドにルーツのある生徒がいたらどうだったかこの事象を見て思った。



いろいろな捉え方もあるし、その場の状況で、「差別で言った」とか「悪意があった」とか、その判断が今後難しくなると思った。

O. (委員)

一番大事なことは、言葉を受けた当事者がどう思ったかということはきちんと聞いておく必要がある。もちろん、本人が差別ではないと言ったからといって差別発言ではないということにはならない。

日本で話題になった、韓国の研究者が書いた『差別はたいてい悪意のない人がする』というものがあって、悪意がないからいいというわけではないということを経験として持っておきたい。

前後の文脈やどういう状況での発言かによっても全然意味は違ってくると思うし、マジョリティの中でマイノリティが言われる言葉と、対等な関係の中で言う言葉でも違うと思う。

そういう意味では、一緒にこの場合はどうかということを考えていく機会になればいいと思った。

O. (委員)

事象の2番の発言については、今回の言葉の使い方は差別性があるということですから、状況に応じて使い分けということが起こりうると思われる。

O. (委員)

「意図」と関係なく、「効果」としてどうなのかは、重要なポイントだと思う。人種差別撤廃条約でも「意図」と「効果」ということを挙げているので、確認いただければと思う。

そして、もう一つは、こういった事象が出てきたことを問題にするだけでなく、日頃からもっと豊かな人間関係が広がる教育が必要であるということである。

そこに繋げるためにも、こういった事象が発生したときには、共有をして、議論をしながら、「うちの学校ではこんな取り組みをしよう」とか、つながっていくのがいいと思う。

Q. (委員)

事象の4番について、生徒Aが「クソガキ」と発言したのに対して、生徒Bが「だまれ〇〇」と発言したが、「アメリカ人」と発言していたらどうか。

逆に、日本人が中国に行って、中国の人が「だまれ日本人」と発言したらどうなるか。それは差別になるのか。

A. (委員)

差別になると思われる。

Q. (委員)

「〇〇人」と発言したらどうか。

A. (委員)

先ほどのように、前後の文脈が問題である。言われた側がどう感じるかということも非常に大きく関わっているので、「アメリカ人」と発言したら即差別にあたるということではない。

Q. (委員)

障がいのことだったらどうなるか。

A. (委員)

この事象は、明らかに「クソガキ」って言われたほうが「だまれ〇〇」と言ったので、「悪意」もあるし「効果」もある。

同じように障がい者についても、「意図」はどうだったか、どういう文脈だったか、それから言われた側がどう感じたかということをもとに考えることになる。

Q. (委員)

障がい者の場合は、言われても理解できない人がたくさんいる。そういう場合はどうなるか。

O. (委員)

実際そういう事例があって、学校側でどう対応するのかを議論した。障がいのある子の親が、いろんな思いを抱かれて学校と話し合いを重ねたという事例が今年度にもあった。

O. (委員)

事象の5番めの市議会本会議での発言について、「もう差別はない」と言っている議員がいる。発言者は、「もう部落差別なんてない」、「同和地区なんてない」と言っている。同和地区はなぜないかというのと、「前の法律では同和地区指定があったが、その法律は終わったので同和地区指定はないから同和地区はない」と言っている。

それに対して、八尾市は「実際に差別を受けている地域はある、部落差別はまだある」と答えている。「それはどこかと、どこにそんな地域はあるのか」というやり取りをして、最後に、「私はその地域に住んでいたが、そんな差別受けたことはない」と言って地区名を挙げた。

何が問題かであるが、八尾市には、「同和地区はどこか、例えばこういう地区とこういう地区とあると聞いているが、それはどこか」などの問合せが頻繁にある。インターネット上でも同和地区に関する記載が続いた。インターネット上では規制しつつあるが、行政機関への同和地区の問合せは後を絶たない。

行政は、「そういうことを聞くこと自体が差別である」として答えないことになっている。

この事象は、八尾市議会での発言で、議事録に載っている。発言者である議員には口頭で注意が行われたが、議事録の訂正、削除については拒否をしている。

議事録の取り扱い、発言した議員が同意するか、求めない限り議事録の訂正はできないことになっている。そうすると、八尾市の公文書である市議会議事録にその文言が掲載されていることになる。

市議会定例会の中継があるので、どういう取り扱いにしたかということをお答えいただきたいと思うが、一つの政治的立場で発言しているので、議事録が残っていれば、八尾市に問合せするまでもなく、議事録を情報公開で取り寄せたら、議事録に掲載されている可能性がある。

一生懸命努力して問題が発覚しないようにしているときに、市議会ですらそういう取り扱いができていないことになる。

政治的な問題があって難しいとは思いますが、差別事象にあげた以上、差別事象にあたるということ八尾市は認定していることになるので、その議員が同意しないからと言ってそのまま放置するということ

はいけないことだと思う。

#### ○. (委員)

事務局においては、本日、委員から出た意見について、各部局への連絡、報告あるいは上申等やこれからの施策への反映などをお願いしたい。

#### **案件（３）その他**

##### ・事務局から口頭により下記の通り説明

昨日も岸田首相がウクライナを訪問したが、参考までに八尾市のウクライナ避難民に対する支援について報告する。

市HPにも掲載しているが、本市ではウクライナから市内へ避難した人に対し、安心して生活できるよう、人道的な視点から住居、教育、労働、生活、日本語学習等の支援を実施している。実績としては、令和4年5月以降、4世帯、7名の人を八尾市で受け入れしている。

それ以外にもウクライナへの人道支援寄付金の受付やウクライナ避難民への生活基盤の準備経費として、支援一時金を給付している。

今後も支援については継続して実施する。

以上